

日田市防災拠点等周辺森林整備事業

目的・事業概要

地域の防災拠点及び重要インフラ施設等の周辺の森林のうち、当該森林の整備が不十分のために防災機能の発揮に支障をきたす恐れのある森林等の整備について、地域が自らその整備を行う場合にこれを支援し、森林整備による防災機能等各種機能強化を図るための事業実施に要する経費に対し助成を行います。

事業内容

1、補助対象事業

<森林整備事業>

- (1) 支障木・倒木の除去、不良木伐採、枝落とし等、立木竹の伐倒及び整理に係る経費
- (2) 安全管理費（交通整備員の配置等）

なお、上記森林整備に伴う付帯整備（植栽、下刈等）は、市と協議が必要

2、事業主体及び対象施設

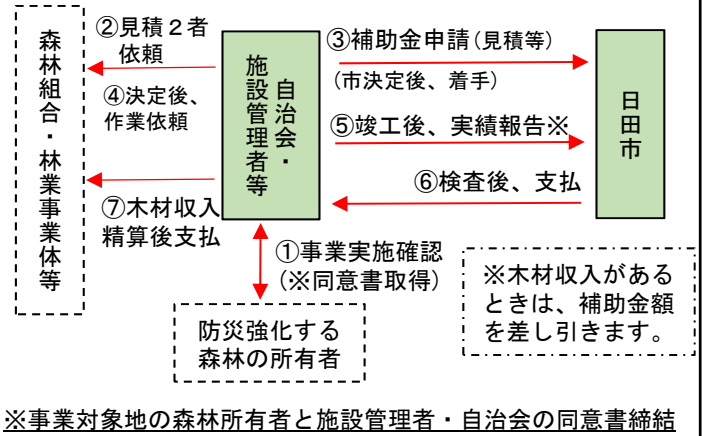
- (1) 事業主体：防災拠点及び施設の管理者や自治会、地域団体など
- (2) 対象施設：地元管理の公民館・防災避難路・給水施設のほか、福祉施設などで、自宅の裏山は補助の対象外です。

3、補助率等

10/10（森林環境譲与税活用）

※ 原則として、1つの申請当たり、実施面積を0.1ha未満とし、かつ、補助金額を10万円以上100万円以内とする。

事業スキーム



補助条件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 事業対象地は、地域の防災拠点や重要インフラ施設及び周辺の森林等で、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア、整備不十分のために防災機能の発揮に支障をきたす恐れがあるもの。
 - イ、整備状況のほか、地理的条件等から被害を誘発する恐れがあるもの。
- (2) 事業実施に当たって、当該森林所有者等の権利関係者の合意が確認できること。
- (3) 事業対象地の管理について、事業開始後概ね5年間に渡る適正な管理を約束すること。

事業実施イメージ



(実施前)



(実施後)



(看板設置)